

吉賀町本人通知制度登録申出書

年 月 日

吉賀町長 様

申出者 住 所
氏 名 ⑨
区 分 1本人 2法定代理人 3任意代理人

吉賀町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申し出ます。

通知を希望する者の氏名(住民票の写し等に記載のある者)		フリガナ	連絡先(電話番号)	
生 年 月 日		年 月 日	性別	男 ・ 女
現 住 所		〒		
通知対象(※1)	<input type="checkbox"/> 住所(住民票)	島根県鹿足郡吉賀町		
	<input type="checkbox"/> 本籍(戸籍・附票)	本 籍 島根県鹿足郡吉賀町 筆頭者		
	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>			

※1 上記の通知対象に記載された住民票及び戸籍のみが通知の対象になります。

法定代理人が申出をする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人		
氏 名	フリガナ	連絡先(電話番号)	
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所	〒		

注1 裏面に制度の説明及び注意事項を記載していますので、内容をよく読んだうえで署名してください。

2 次の書類を提示又は提出してください。

- (1) 申請者又は代理人が、本人であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
- (2) 法定代理人であるときは、その資格を証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)
- (3) 任意代理人であるときは、委任状

<p>■裏面の説明及び注意事項を読み理解しました。</p>	<p>署名(本人又法定代理人)</p>
-------------------------------	---------------------

役場使用欄

受 付	登 録		照 合		本人等の確認書類	備 考
	住基	戸籍・附票	住基	戸籍・附票		
					<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	個人番号カード・旅券・ 運転免許証・健康保険証・ その他()
登録年月日					登録番号	

吉賀町住民票の写し等に係る本人通知制度について

必ずお読みいただき表面の同意欄に署名してください

1 この制度は、吉賀町に事前に登録した者(以下「登録者」という。)に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本又は戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を第三者等(代理人やそれ以外の第三者)に交付した場合に、その事実について通知する制度です。

※ 第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。

※ 住民票や戸籍謄本等の証明書は、本人以外の人でも法律上の要件を満たしている場合は取得することができます。

2 第三者等に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に本人通知書(以下「通知書」という。)を送付します。次の請求は通知の対象になりません。

- (1) 登録者本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求
- (2) 登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系の尊属卑属からの戸籍関係証明書の請求
- (3) 国又は地方公共団体からの請求

3 通知書では次の事項をお知らせします。

- (1) 交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別
- (3) 交付した住民票の写し等の通数
- (4) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別(①本人代理人 ②第三者)

※ 請求者の氏名や住所等の個人情報に記載されません。

4 登録の受付は、吉賀町役場税務住民課または柿木地域振興室で行います。登録を希望する方は、この申出書に必要事項を記入の上、本人であることを確認できる書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等のいずれか)を提出又は提示してください。また、代理人により登録の申出をすることができます。その場合、その旨を証明する書類(委任状等)を提示又は提出してください。また、15歳未満の者及び成年被後見人については法定代理人が申出をしてください。その場合、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提示又は提出してください。

5 やむを得ない理由により直接申出をすることができない場合又は町外に住所がある場合は、郵便等により登録の申出をすることができます。この場合は、この申出書に必要事項を記入のうえ、登録希望者本人であることが確認できる書類の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類(委任状等)を同封してください。

6 住所異動や戸籍の届出等により登録した住所や本籍等の内容に変更が生じた場合は、住所異動や戸籍の届出とは別に、本制度における変更の届出が必要となります。変更を行わなかったことにより、通知書が返戻された場合には登録を抹消します。

7 登録の有効期限はありません。廃止の届出があるまで継続します。ただし、登録者が死亡又は失踪宣告を受けた場合、海外に転出した場合、住民票が職権削除された場合等は登録を抹消します。

8 通知書でお知らせした事項以外の情報をお知りになりたい場合は、吉賀町個人情報保護条例に基づき情報の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも、個人情報については非開示となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。